諮問庁:法務大臣

諮問日:平成27年10月9日(平成27年(行情)諮問第611号) 答申日:平成28年7月7日(平成28年度(行情)答申第179号)

事件名:特定刑事施設が保有する特定日付けの判決書の一部開示決定に関する

件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日付け「判決書」(特定刑事施設)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月27日付け仙管発第8 99号により仙台矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った一部開 示決定(以下「原処分」という。)について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

処分庁は「本件文書」を一部開示したことにつき「法5条1号,2号 イ」に該当する。と述べる。

- ア だが「法 5 条 1 号イ」では「法令の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「法 5 条 1 号 ハ」では「当該個人が公務員等(略)の役員及び職員(略)のうち 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。」と規定している。この上で「本件文書」に係る刑務官の行為は職務遂行の内容のものであり、「法 5 条 1 号、イ、ハ」に該当し不開示する理由がない。
- イ 「本件文書」は国家賠償請求による「判決書」であり同判決とは憲法、国家賠償法、民事訴訟法等により「公開の法廷で事件番号を付し当該裁判所等に公示して裁判されたものである。」又、同判決は仙台高裁で判決されたことが報道機関で報道され(例特定新聞特定年月日付)且「特定事件番号、特定額の請求金額、特定額の賠償額、控訴人は特定罪で懲役特定年の判決、懲戒請求された弁護士は特定県弁護士会所属で特定弁護士会に登録換えしたこと、受信番号「特

定号(特定年月日)」と刑務官が記載したこと、判決の内容」も「判例秘書」「LEX/DB」「b1-Law」等に登載されており、もって、上記部分を不開示する必要はなく同登載範囲で開示決定することは「法5条1号、イ、ハ」に該当している。

ウ 以上,他からも(上記はインターネット記事にも載っている)法5条1号,2号,イに該当せず,法5条1号,イ,ハに該当する部分が大分であり同範囲で本件一部開示決定以上に開示決定されることは免れない。

(2) 意見書1

- ア 諮問庁の説明を概すと「本件文書は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 5条1号, イ, ロ, ハに該当せず, 5条本文及び5条2号, イに該当するから一部開示不決定は 妥当である。」ということである。
- イ これに対し請求人の意見は同封の平成27年9月24日付で法務大臣へ提出した「異議申立書」控え(添付資料略)内「上記(1)アないしウ」で述べた通りであり、現に「特定記事名」のインターネット記事(添付資料略)にも掲載されている。
- ウ 又,「本件文書」も「判例秘書」「D1-Law」などに登載されているとのことで,弁護人等ヘプリントを依頼中である。よって諮問庁の「理由説明書」は事実に反しているだけでなく「本件文書」は法5条1号,イ,ハに該当する部分が大分であり「添付資料」及び「判例秘書」等に登載範囲内で「本件文書」以上に開示決定することは免れない。

(3) 意見書 2

諮問事件については請求人の平成27年11月9日付「補充意見書並び意見書」上記(2)ウで大要「各々の「本件文書」は「判例秘書」や「D1-Law」に登載されており、現に請求人の手元には「判例秘書」よりプリントされたものがあり法5条1号イ、ハに該当する部分が大分であって「判例秘書」等に登載された範囲内で「本件文書」以上に開示されることは免れない。それで御審査会提出分の「判例秘書」に登載された「1頁目」等を弁護人等にプリントを依頼中である。」と述べた。又、請求人は同弁護人等へ多数の刑事再審請求に係る証拠書類や他の訴訟書類を送付し、又は依頼したこと、及び早急に上記「判例秘書」1頁目だけを送付してほしい旨述べてなかったことから12月28日(月)までに届かず前記の御審査会への提出期限までに各「判例秘書1頁目等」の資料提出ができません。特に請求人も他の訴訟書類の提出期限もある上、月の発信回数も定められているので、御審査会ばかりに時間を費やすことはできません。そこで、上記各諮問事件の各「本件文

書」の「裁判所名」「事件番号」「判決日」「賠償額」を以下に記載しますので、御審査会において「判例秘書」及び「D1-Law」を検索頂ければ「本件文書」と同様の「判決書」が登載されていることが確認できるからこれにて特免お願い申し上げます。これより同「判決」範囲内での開示が免れぬことを重ねて述べておきます。

仙台高裁、特定事件番号、特定年月日判決、特定額の賠償判決

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1)本件審査請求は、特定刑事施設保有の「特定年月日「判決書」」の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定(以下、第3においては「本件決定」という。)を行ったものに対するものであり、審査請求人は、本件決定の取消し又は変更を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、被収容者である控訴人(以下「控訴人」という。)が、特定刑事施設職員が控訴人に即日に交付すべき信書(特定弁護士会が控訴人宛てに送付した、控訴人の求めた弁護士の懲戒請求について、対象弁護士を懲戒しない旨の議決書等)を5日間放置したこと等により精神的苦痛を受けた等と主張して、国に対し損害賠償を求めた訴訟の控訴審(以下「本件控訴審」という。)に係る判決書であるところ、控訴人の氏名等、事件番号、請求金額、賠償金額、事案の具体的な内容等及び控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士の氏名等が不開示とされている。

ア 控訴人の氏名等について

控訴人の住所、氏名、刑事裁判の経過の一部、収容期間、具体的言動、心情、日記の内容、発信書の概要及び控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士との関係が不開示とされている。控訴人の住所、氏名及び刑事裁判の経過の一部については控訴人の個人識別情報に該当し、法5条1号本文前段に該当する。控訴人の収容期間、具体的言動、心情、日記の内容、発信書の概要及び控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士との関係については、これらの情報が開示された場合、控訴人と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、既に開示されている情報等と併せることにより、控訴人を相当程度特定することが可能となり、さらに、一般的に他人に知られることを忌避すべき、本件控訴審に係る事案の具体的な内容等が判

明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。

また,裁判例は最高裁判所のホームページに掲載される場合がある ところ,本件控訴審に係る裁判例は同ホームページに掲載されてい ないことから,同号ただし書イに該当せず,同号ただし書口及びハ にも該当しない。

イ 事件番号について

本件控訴審及び本件控訴審の原審に係る事件番号が不開示とされているところ、事件番号は、各裁判所において事件ごとに付される番号であることから、控訴人の個人識別情報に該当し、法5条1号本文前段に該当する。

また、上記アと同様の理由で、同号ただし書イに該当せず、同号た だし書口及びハにも該当しない。

ウ 請求金額及び賠償金額について

本件控訴審に係る請求金額及び賠償金額が不開示とされているところ,これらの情報が開示された場合,本件控訴審に係る事情を承知している者等の関係者にとっては、控訴人を相当程度特定することが可能となり、さらに、一般的に他人に知られることを忌避すべき、損害賠償請求に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。

また、上記アと同様の理由で、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハにも該当しない。

エ 事案の具体的な内容等について

本件控訴審に係る信書の消印日、受理日、検査日及び交付日(当該年月日が推認できる情報を含む。)、受付番号、発信書の作成日及び発信日が不開示とされているところ、これらの情報が開示された場合、控訴人と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、既に開示されている情報等と併せることにより、控訴人を相当程度特定することが可能となり、さらに、一般的に他人に知られることを忌避すべき、本件控訴審に係る事案の具体的な内容等が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。

また、上記アと同様の理由で、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハにも該当しない。

オ 控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士の氏名等について

控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士の氏名,所属弁護士会,特定 弁護士会へ登録換えをした年月日及び控訴人との関係等が不開示と されている。当該弁護士の氏名については当該弁護士の個人識別情報に該当し、法5条1号本文前段に該当する。当該弁護士の所属弁護士会、特定弁護士会へ登録換えをした年月日、控訴人との関係等については、これらの情報が開示された場合、当該弁護士の同僚や友人等の関係者にとっては、当該弁護士を相当程度特定することが可能となり、さらに、一般的に他人に知られることを忌避すべき、懲戒請求をされたという事実が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。

また、上記アと同様の理由で、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハにも該当しない。

さらに、当該弁護士の氏名等の情報が開示された場合、当該弁護士が懲戒請求されたことが明らかとなり、その結果、当該弁護士の活動等につき種々の風評や憶測を招き消極的評価を受けるなどして、 当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条2号イにも該当する。

(3)以上のとおり、本件決定は、妥当である。

2 補充理由説明書

- (1)諮問庁としては、当初の理由説明書の1(2)アにおいて、本件対象 文書のうち、控訴人の住所、氏名、刑事裁判の経過の一部、収容期間、 具体的言動、心情、日記の内容、発信書の概要及び控訴人が懲戒請求の 対象とした弁護士との関係が不開示とされている旨を説明したところで あるが、「心情」及び「発信書の概要」であるとした一部の不開示部分 について、以下のとおり説明を補充する。
- (2) 当該不開示部分は、控訴人と同人が懲戒請求の対象とした弁護士との間で、これまでなされた発受信の回数やその具体的内容、控訴人による 日頃の具体的言動や動静等に鑑み、同人の心情を的確に表現した、特定 刑事施設職員による同人に対する評価であるとも言える。

控訴人が特定刑事施設職員からどのような評価を受けているかといった情報が開示された場合,控訴人と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては,既に開示されている情報等と併せることにより,控訴人を相当程度特定することが可能となり,さらに,一般的に他人に知られることを忌避すべき,自己がどのように評価されているのかといったことや,本件控訴審に係る事案の具体的な内容等が判明することとなり,個人の権利利益を害するおそれがあることから,これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。

また、特定刑事施設職員が控訴人をどのように評価しているのかといった情報は、特定刑事施設職員が被収容者に対する評価を行う際の具体

的な観点等につながるものであり、これが開示された場合、自己の評価を不当に高くしようとする被収容者にとっては対抗措置を講じることを助長することとなり、その結果、特定刑事施設における被収容者の評価業務に支障を生じるおそれがあり、このような事態の発生を未然に防止するため、特定刑事施設における被収容者の評価の観点等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号柱書きにも該当するため、開示することは相当でないものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年10月9日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月23日

審議

④ 同年11月12日

審査請求人から意見書1を収受

⑤ 平成28年1月12日

審査請求人から意見書2を収受

⑥ 同年5月24日

委員の交代による所要の手続の実施並

びに本件対象文書の見分及び審議

⑦ 同年6月14日

諮問庁から補充理由説明書を収受

⑧ 同年7月5日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日付け「判決書」(特定刑事施設)」である。

処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示と する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書が最高裁のホームページ等に 登載されていることを理由に原処分の取消しを求めているところ、諮問庁 は、本件不開示部分は法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとし て、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を 踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定被収容者(控訴人)が国を被告として提起した損害賠償請求事件の控訴審における判決書の写しである。

本件対象文書を見分したところ、①事件番号、②控訴人の住所、氏名、 刑事裁判の経過の一部、収容期間、具体的言動、日記の内容及び控訴人が 懲戒請求の対象とした弁護士との関係、③心情、評価及び発信書の概要、 ④請求金額及び賠償金額、⑤本件控訴審に係る信書の消印日、受理日、検 査日及び交付日(当該年月日が推認できる情報を含む。)、受付番号、発 信書の作成日及び発信日,⑥控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士の氏名, 所属弁護士会,特定弁護士会へ登録換えをした年月日及び控訴人との関係 等の記載部分が不開示とされている。

(1)事件番号について

- ア 本件訴訟は国家賠償請求訴訟であることから、民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができるとされている(民事訴訟法91条1項)ため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなる。したがって、事件番号は、控訴人の個人識別情報に該当し、法5条1号本文前段に該当する。
- イ 次に、法 5 条 1 号ただし書イ該当性について検討すると、訴訟記録については、民事訴訟法 9 1 条等の規定に基づく閲覧制度があるが、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

また、最高裁判所のホームページに現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、当審査会事務局職員をして当該ホームページを確認させたところ、本件対象文書である判決書(事件番号を含む。)が同ホームページに掲載されている事実は認められない。

さらに、民間の判例雑誌等において裁判例が紹介される際に、事件番号も併せて掲載される例があるが、これについても、当該判例雑誌等の編集者が必要と認めたごく一部の事件について事件番号を掲載したものにすぎないのであるから、そのことをもって、事件番号一般に公表慣行があるとは認められない上、そもそも、民間の判例雑誌等は、当該業者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、仮に、本件事件番号がそこに掲載されているとしても、そのことをもって、直ちに公表慣行があるということはできない。

したがって、事件番号は、法 5 条 1 号ただし書イに該当するものと は認められない。

ウ そして、事件番号について、法 5 条 1 号ただし書口及びハに該当す

る事情も認められない。

- エ また、事件番号は、法5条1号本文前段に該当し、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。
- (2)控訴人の住所、氏名、刑事裁判の経過の一部、収容期間、具体的言動、 日記の内容及び控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士との関係について ア 控訴人の住所、氏名、刑事裁判の経過の一部は、法5条1号本文前 段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該 当し、また、その余の部分は、これらの情報が開示された場合、控 訴人と同時期に特定刑事施設に収容されていた者等の関係者にとっ ては、控訴人を相当程度特定することが可能となり、その結果、一 般的に他人に知られることを忌避すべき、本件控訴審に係る事案の 具体的な内容等が判明することとなり、個人の権利利益を害するお それがあることから、同号本文後段に該当する。
 - イ そして、上記(1)イ及びウと同様の理由で、法5条1号ただし書 イないしハに該当する事情も認められない。
 - ウ また、控訴人の住所、氏名、刑事裁判の経過の一部については、個 人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。
- (3)心情,評価及び発信書の概要について

当該部分には、特定刑事施設職員がどのような事情に基づいて控訴人をどのように評価しているかが記載されており、これを公にすると、自己の評価を不当に高くしようとする被収容者が対抗措置を講じることを助長することとなり、その結果、特定刑事施設における被収容者の評価業務に支障を生じるおそれがあり、このような事態の発生を未然に防止するため、特定刑事施設における被収容者の評価の観点等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4)請求金額及び賠償金額について
 - ア これを公にすると、既に開示にされている情報等と併せることにより、本件訴訟に係る事情を承知している者等の関係者にとっては、 控訴人を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に 他人に知られることを忌避すべき、損害賠償請求に係る情報が判明 することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、 これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。
 - イ そして、上記(1)イ及びウと同様の理由で、法5条1号ただし書 イないしハに該当する事情も認められない。
- (5) 本件控訴審に係る信書の消印日, 受理日, 検査日及び交付日(当該年

月日が推認できる情報を含む。), 受付番号, 発信書の作成日及び発信 日について

- ア 当該部分は、本件控訴審に係る信書の消印日、受理日等に関する情報が具体的に記載されており、これを公にすると、控訴人と同時期に特定刑事施設に収容されていた者等の関係者にとっては、控訴人を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、本件控訴審に係る事案の具体的な内容等が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当する。
- イ そして、上記(1)イ及びウと同様の理由で、法5条1号ただし書 イないしハにも該当する事情も認められない。
- (6)控訴人が懲戒請求の対象とした弁護士の氏名,所属弁護士会,特定弁 護士会へ登録換えをした年月日及び控訴人との関係等について
 - ア 弁護士の氏名は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、 特定の個人を識別できるものに該当し、また、控訴人との関係を除く その余の部分は、これらの情報が開示された場合、当該弁護士の同僚 や友人等の関係者にとっては、当該弁護士を相当程度特定することが 可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、 懲戒請求をされたという事実が判明することとなり、個人の権利利益 を害するおそれがあることから、これらの情報は同号本文後段に該当 する。

なお、控訴人との関係についての判断は、上記(2)アと同様である。

- イ そして、上記(1)イ及びウと同様の理由で、法5条1号ただし書 イないしハに該当する事情も認められない。
- ウ また、当該氏名は、法5条1号本文前段に該当し、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。
- エ したがって、上記不開示部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号 イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 1 号, 2 号イ及び 6 号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまで

もなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史